

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
夢の街創造委員会株式会社
代表取締役社長 中 村 利 江

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年11月25日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年11月26日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目渡辺6
小原流研修会館 2階 小原流ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yumenomachi.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、資源高をはじめとする原材料価格の高騰、米国に端を発するサブプライムローン問題により、景気の先行き不透明感が増しており、個人消費が低迷しております。

当社の事業領域であるインターネットの分野におきましては、平成19年度におけるPCの利用率、携帯・PHSの利用率が、それぞれ85.0%、95.0%と高い普及率を示し、インターネットの利用率が74.4%と、一般にネット利用が浸透しております。ネット上での商品サービスの購入についても、ネット利用者の39.0%が1年間に利用しており、ブロードバンド化・モバイル化の流れが強まるなかで、今後、一層の普及が見込まれます。

(「平成19年通信利用動向調査 総務省」)

このような環境のなかで、当社は主力の「出前館事業」において、競争力の源泉である加盟店開発では、チェーンから個店へのシフトチェンジを推進いたしました。また、主要携帯3キャリアでの公式サイト化を完了させ、モバイル需要を広く取り込める体制を整備するとともに、平成20年3月より開始した、「ASKUL」との提携による新チャネル構築等によって、PCを含む出前館ユーザーの獲得チャネルの多様化を推し進めました。この結果、加盟店舗数、ユーザー数、オーダー数ともに過去最高水準を達成いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は940,528千円(前期比23.4%増)、経常利益は276,497千円(前期比14.8%増)、当期純利益は156,159千円(前期比7.6%増)となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

出前館事業においては、当事業年度末における加盟店数は約8,400店舗（前期末比約1,100店舗増）、会員数は約188万人（前期末比約72万人増）となり、年間オーダー数は約460万件（前期比47.9%増）でありました。

主要携帯3キャリアでの公式サイト化や提携による集客チャネルの充実、FUNポイントの決済利用開始による利便性向上等によって、集客力やリピート率が向上いたしました。

以上の結果、出前館事業の売上高は891,416千円（前期比27.4%増）となりました。

広告代理事業においては、受注獲得に努めましたが、前期に発生した携帯電話会社パンフレット等の大口案件を継続して受注することができず、減収となりました。

以上の結果、広告代理事業の売上高は15,083千円（前期比57.8%減）となりました。

駆けつけ館事業においては、専属のスタッフを配置し加盟店の開拓に注力いたしました。利用者が便利と感じるような店舗数水準には達していないものの、加盟店の業種が広がるなどの成果が見られました。

以上の結果、駆けつけ館事業の売上高は34,028千円（前期比28.7%増）となりました。

売上高を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

事業部門別	第8期 平成19年8月期		第9期 平成20年8月期		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
出前館事業	699,950	91.8%	891,416	94.8%	191,465	27.4%
広告代理事業	35,711	4.7%	15,083	1.6%	△20,628	△57.8%
駆けつけ館事業	26,440	3.5%	34,028	3.6%	7,587	28.7%
合 計	762,103	100.0%	940,528	100.0%	178,424	23.4%

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は104,487千円で、その主なものは次のとおりであります。

・サーバー	(データセンター)	26,013千円
・ソフトウェア	(UI変更開発)	19,895千円
	(出前館リニューアル開発)	13,210千円
	(FUNポイント割引システム開発)	7,277千円

③ 資金調達の状況

平成19年10月31日、平成19年12月25日、平成19年12月26日、平成20年2月22日及び平成20年8月12日に新株予約権の権利行使により1,188株の増資を行い、総額43,050千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成17年8月期)	第 7 期 (平成18年8月期)	第 8 期 (平成19年8月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成20年8月期)
売 上 高 (千円)	360,987	649,446	762,103	940,528
経 常 利 益 (千円)	29,897	149,872	240,750	276,497
当 期 純 利 益 (千円)	27,549	152,432	145,105	156,159
1株当たり当期純利益 (円)	2,151.92	9,951.40	8,304.11	2,909.23
総 資 産 (千円)	969,204	1,899,592	2,126,611	2,804,597
純 資 産 (千円)	920,690	1,791,082	1,994,887	2,113,300
1株当たり純資産額 (円)	65,250.89	104,072.19	112,375.39	38,816.04

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 3. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
 4. 平成19年9月1日付で、株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1 世帯当たり人口の減少や共働き夫婦の増加に代表される生活様式の変化、高齢者人口の増加などにより、宅配サービスの需要は今後も拡大していくと認識しております（飲食宅配サービスの市場：2007年度見込1兆6,380億円－矢野経済研究所調べ）。また、インターネット利用人口の増加や、ブロードバンドの普及、携帯電話のパケット定額料金制導入等を背景に、電子商取引市場は成長過程にあると考えられます。しかしながら、宅配サービスにおいては未だ電話による注文がほとんどであり、インターネット注文自体の認知度は低い状況にあります。このような状況下で、当社が事業を引き続き進展させ、事業基盤をより確固たるものとするために、以下の4点が特に重要であると考えております。

① サイトの使いやすさの向上と継続的な利用の促進

宅配サービスにおいては電話による注文がほとんどであり、インターネット注文自体の認知度は高いとは言えない状況ではあるものの、これまでの認知度向上の取り組みや各種メディアでの「出前館」の紹介などにより、徐々にではあるものの確実に認知度は高まっております。

認知度の高まりを十分に生かすためにも、これまでの認知度向上の取り組みは続けながら、今後サイトへ訪問してきたユーザーが容易に注文できるように、サイトの使いやすさの向上策の検討・実施に取り組んでまいります。

また、上記活動により獲得したサイト利用者の継続的な利用促進についても十分とは言えず、今後、施策の検討・実施に取り組んでまいります。

② 地方及び個店を重点とした新規加盟店開拓

地方都市における新規加盟店開拓はこれまでも取り組んできたものの、加盟店数は大都市圏に比べてまだ十分とは言えず、今期も引き続き取り組んでいくべき課題と認識しております。大阪本社にも営業部門を設置するなど、首都圏エリア以外での店舗開拓を推進いたします。

また、地域の中華料理店や蕎麦店のような個店については、加盟獲得の余地を多く残しております。前事業年度中に確立した加盟店開発の仕組みや、営業ノウハウの蓄積を通して、今後より一層の加盟獲得を推進してまいります。

③人材の確保・育成

当社事業の拡大において、優秀な人材の継続的確保は不可欠であり、そうした人材が最大限のパフォーマンスを発揮できるような評価制度や給与体系、福利厚生制度を整備・充実することが課題であると認識しております。

④個人情報管理の強化

当社では、特に出前注文の受注代行においては、加盟店・サイト利用者双方の個人情報の収集が必須となるため、個人情報保護に対してこれまで以上に強化をすることが課題であると認識しております。既に平成19年2月より、社内の個人情報の管理体制を確立し、個人情報取扱マニュアルを定めております。現在、アルバイトを含めた全使用人に対してマニュアルの遵守により個人情報保護を徹底させる教育を実施しておりますが、今後も引き続き、この取り組みを継続的に推進するとともに、サイトのセキュリティ強化ならびに社内でのセキュリティ強化を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成20年8月31日現在)

事業区分	事業内容
出前館事業	・サイト運営、管理 ・システム開発 ・広告運営、管理
広告代理事業	・販促物配布代行サービス ・販促物製作代行サービス
駆けつけ館事業	・サイト運営、管理 ・システム開発

(6) 主要な営業所 (平成20年8月31日現在)

本社	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
東京支社	東京都港区赤坂四丁目1番30号

(7) 使用人の状況（平成20年8月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	13名増	31.7歳	1.7年

(注) 上記には臨時使用人は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年8月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成20年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 180,000株

(注) 平成19年9月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は120,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 54,444株

(注) 1. 株式分割（1株を3株に分割）の実施により、発行済株式の総数は35,504株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,188株増加しております。

(3) 株主数 1,554名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ヤフー株式会社	21,600株	39.67%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年8月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はありませんが、下記のとおり当社役員分の新株予約権を発行しております。

イ. 平成16年10月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数 942個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,826株

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、分割後の新株予約権の目的となる株式数で記載しております。

新株予約権の払込金額 1個当たり 100,002円

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、調整後の金額を記載しております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 94,201千円

新株予約権を行使することができる期間

自 平成18年10月4日 至 平成26年10月3日

新株予約権の行使の条件

- ・当該新株予約権は相続することができない。
- ・対象者は権利行使時においても取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位にあることを要す。
- ・当該新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ・その他の条件は平成16年10月4日開催の臨時株主総会及び平成16年10月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めております。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	942個	2,826株	1名

ロ. 平成17年8月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数 474個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,422株

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、分割後の新株予約権の目的となる株式数で記載しております。

新株予約権の払込金額 1個当たり 125,001円

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、調整後の金額を記載しております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 59,250千円

新株予約権を行使することができる期間

自 平成17年8月16日 至 平成27年8月15日

新株予約権の行使の条件

- ・当該新株予約権は相続することができない。
- ・当該新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ・その他の条件は平成17年8月15日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めております。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	474個	1,422株	2名

ハ、平成18年2月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
新株予約権の数 10個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 30株

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、分割後の新株予約権の目的となる株式数で記載しております。

新株予約権の払込金額 1個当たり 125,001円

(注) 平成19年9月1日をもって1株を3株に分割しているため、調整後の金額を記載しております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1,250千円

新株予約権を行使することができる期間

自 平成17年8月16日 至 平成27年8月15日

新株予約権の行使の条件

- ・当該新株予約権は相続することができない。
- ・当該新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ・その他の条件は平成17年8月15日開催の臨時株主総会及び平成18年2月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めております。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
監査役	10個	30株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (平成20年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	中 村 利 江	
取締役副社長	阿 部 夏 朗	
取 締 役	志 立 正 嗣	ヤフー株式会社検索事業部長
常 勤 監 査 役	坂 本 康 裕	
監 査 役	鈴 木 稔	株式会社夢小路普及商会代表取締役
監 査 役	茶 山 幸 彦	ノーリツ鋼機株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役志立正嗣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木稔氏及び茶山幸彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時地位、担当及び他の法人等の代表状況等
池 本 任 男	平成20年5月31日	辞 任	取 締 役 システム開発グループマネージャー
林 耕 作	平成19年11月27日	辞 任	社 外 監 査 役
筧 悦 生	平成19年11月27日	辞 任	社 外 監 査 役

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	対 象 人 員 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	3 (-)	27,860 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (4)	6,250 (1,750)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (4)	34,110 (1,750)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年11月30日開催の第5期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年11月30日開催の第5期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

取締役志立正嗣氏は、ヤフー株式会社の検索事業部長を兼務しております。なお、当社はヤフー株式会社の持分法適用会社であり、当社は当該会社に、当社サービスの受注代理による手数料の支払等の取引があります。

監査役鈴木稔氏は、株式会社夢小路普及商会の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社夢小路普及商会との間に特別の関係はありません。

監査役茶山幸彦氏は、ノーリツ鋼機株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社はノーリツ鋼機株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役志立正嗣氏は、ジェイワード株式会社及び株式会社クラシファイドの社外取締役であります。

ハ、当事業年度における主な活動状況

ア、取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会	監査役会
取締役 志立正嗣	概ね出席しております。	—
監査役 鈴木 稔	概ね出席しております。	概ね出席しております。
監査役 茶山幸彦	概ね出席しております。	全て出席しております。

イ、取締役会及び監査役会における発言状況

取締役志立正嗣氏は、取締役会において、経営に関する総合的な助言を、必要に応じ、適宜、発言を行っております。

監査役鈴木稔氏及び監査役茶山幸彦氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、必要に応じ、適宜、発言を行っております。また、監査役会において、監査の方法、監査結果など監査役の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、行動規範を遵守するとともに、コンプライアンスに関する研修、ガイドライン及びマニュアル等により知識を高め、諸規程を遵守し、適正な業務執行を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は人事総務グループが行い、リスク対応の体制を整備するものとする。また、各グループマネージャーは、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、常勤取締役が参加する経営会議を週1回、マネージャー会議を隔週で開催し、社内規程で定められた決裁権限にしたがって迅速かつ機動的な意思決定を行う。また、取締役会において中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築するものとする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
行動規範を制定し、社内教育を通じ全社的にこれを周知徹底するとともに、人事総務グループを中心に、コンプライアンスに関する研修、ガイドライン・マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成し、堅持する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門所属の使用人を、その職務に専従させることができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人は監査役または監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
各取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告することができる。また、当該取締役または使用人は、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証するものとする。
- (1)職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
 - (2)法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
 - (3)その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会はもとよりマネージャー会議への出席のほか、内部監査人との連携を十分にとり、効率的な業務監査の遂行を図る。また、会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等の促進等により、効果的な会計監査の遂行を図るものとする。

貸借対照表

(平成20年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,721,529	流 動 負 債	691,296
現金及び預金	1,544,222	未払金	548,179
売掛金	142,220	未払法人税等	85,344
前払費用	7,827	未払消費税等	13,539
繰延税金資産	25,005	前受金	246
未収入金	1,073	預り金	4,863
その他	4,877	前受収益	723
貸倒引当金	△3,697	ポイント引当金	38,265
固 定 資 産	1,083,067	その他	135
有 形 固 定 資 産	50,475	負 債 合 計	691,296
建物	8,051	純 資 産 の 部	
工具器具備品	42,112	株 主 資 本	2,149,717
土地	310	資本金	1,094,650
無 形 固 定 資 産	137,200	資本剰余金	645,750
ソフトウェア	125,207	資本準備金	645,750
その他	11,992	利益剰余金	409,317
投資その他の資産	895,392	その他利益剰余金	409,317
投資有価証券	443,650	繰越利益剰余金	409,317
長期性定期預金	400,000	評価・換算差額等	△36,417
破産更生債権等	1,079	その他有価証券	△36,417
長期前払費用	2,193	評価差額金	△36,417
差入保証金	20,072	純 資 産 合 計	2,113,300
繰延税金資産	27,626	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,804,597
その他	1,850		
貸倒引当金	△1,079		
資 産 合 計	2,804,597		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成19年 9月 1日から
平成20年 8月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		940,528
売 上 原 価		155,543
売 上 総 利 益		784,984
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		522,615
営 業 利 益		262,369
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,716	
そ の 他	81	14,798
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	466	
そ の 他	203	669
経 常 利 益		276,497
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,147	
和 解 金	5,228	8,375
税 引 前 当 期 純 利 益		268,122
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	124,165	
法 人 税 等 調 整 額	△12,202	111,962
当 期 純 利 益		156,159

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本計 合	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 計	
		資本準備金	資本剰余金 合	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合				
平成19年8月31日 残高	1,073,125	624,225	624,225	297,537	297,537	1,994,887	-	-	1,994,887
事業年度中の変動額									
新株予約権行使による新株の発行	21,525	21,525	21,525			43,050			43,050
剰余金の配当				△44,380	△44,380	△44,380			△44,380
当期純利益				156,159	156,159	156,159			156,159
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△36,417	△36,417	△36,417
事業年度中の変動額合計	21,525	21,525	21,525	111,779	111,779	154,830	△36,417	△36,417	118,412
平成20年8月31日 残高	1,094,650	645,750	645,750	409,317	409,317	2,149,717	△36,417	△36,417	2,113,300

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、建物（建物附属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

工具器具備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 50,157千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債務 | 2,364千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価 22,494千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,752株	36,692株	一株	54,444株

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数36,692株は、株式分割による新株の発行による増加35,504株及び新株予約権権利行使による新株の発行による増加1,188株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年11月27日開催の第8期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 44,380千円
- ・1株当たり配当額 2,500円
- ・基準日 平成19年8月31日
- ・効力発生日 平成19年11月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成20年11月26日開催の第9期定時株主総会において次のおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 48,999千円
- ・1株当たり配当額 900円
- ・基準日 平成20年8月31日
- ・効力発生日 平成20年11月27日

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

総 会 決 議 年 月 日	平成16年10月4日	平成17年8月15日	平成17年8月15日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,859株	1,641株	156株
新株予約権の残高	953個	547個	52個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	3,319千円
貸倒引当金	833
未払事業税	7,145
ポイント引当金	15,550
その他有価証券評価差額金	24,932
その他	849

繰延税金資産計 52,631

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その 他 の 関 係 会 社	ヤフー株式会社	(被所有) 直接39.67%	役務の 提 供	代理店 報 酬	22,494	未払金	2,364
				—	—	差 入 保証金	3,000

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払金期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記代理店報酬及び保証金については、当該契約により決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係 内 容	取引の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員	中村 利江	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接8.25%	—	ストック・ オプション の権利行使 (注) 2	23,800	—	—
役員	阿部 夏朗	当社取締役 副 社 長	(被所有) 直接2.07%	—	ストック・ オプション の権利行使 (注) 3	13,250	—	—
役員	笥 悦生	前 当 社 監 査 役	—	—	ストック・ オプション の権利行使 (注) 3	2,500	—	—

- (注) 1. スtock・オプションに係る関連当事者との取引については、ストック・オプションの権利行使によるもののみ記載することとしております。
2. 平成16年10月4日臨時株主総会決議により発行した旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(行使時の払込金額1株当たり33,334円)であります。
3. 平成17年8月15日臨時株主総会決議により発行した旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(行使時の払込金額1株当たり41,667円)であります。
4. 笥悦生氏は、平成19年11月27日に監査役を退任しており、取引金額は平成19年9月1日から平成19年11月27日までの在任期間中の取引に基づくものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 38,816円04銭
- (2) 1株当たり当期純利益 2,909円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年10月31日

夢の街創造委員会株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野 秀一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 豊	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、夢の街創造委員会株式会社の平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年11月4日

夢の街創造委員会株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 本 康 裕 ⑩

社外監査役 鈴 木 稔 ⑩

社外監査役 茶 山 幸 彦 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第9期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金900円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は48,999,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年11月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の任期を2年から1年とすることで、当社の業績に対しての取締役の責任をより明確にするためであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (中 略) (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	第4章 取締役及び取締役会 (中 略) (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	中村利江 (昭和39年12月16日生)	昭和63年4月 株式会社リクルート入社 平成10年1月 株式会社ハークスレイ入社 平成13年4月 有限会社キトプランニング 設立代表取締役 平成13年7月 当社入社取締役 平成14年1月 当社代表取締役社長（現任）	4,491株
2	葭田徹 (昭和42年5月25日生)	平成2年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成13年4月 同社上級専門職 平成20年10月 当社入社システム企画グループシニアマネージャー（現任）	一株
3	村田岳彦 (昭和43年2月3日生)	平成3年4月 凸版印刷株式会社入社 平成9年1月 株式会社サイバーマップ・ジャパン出向 平成14年6月 同社取締役 平成16年4月 同社代表取締役 平成20年7月 同社代表取締役退任 平成20年8月 ヤフー株式会社入社地域サービス事業部長（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村田岳彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村田岳彦氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、インターネットを活用した事業を展開する会社を経営した経験を有し、現在はヤフー株式会社の地域サービス事業部長として活躍しており、当社の取締役として事業運営の強化に貢献していただけるものと判断したことによるものであります。
4. 村田岳彦氏が取締役に選任され、社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間に会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役坂本康裕氏及び茶山幸彦氏は本総会終結の時をもって、辞任により退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	赤塚 宏 (昭和22年1月30日生)	昭和47年4月 帝人株式会社入社 平成7年10月 帝人デュポンナイロン株式会社出向財務部長 平成13年4月 帝人株式会社産業繊維事業企画管理部長 平成13年11月 Teijin Akra S. A出向CFO 平成15年4月 帝人株式会社監査役付	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
2	吉井伸吾 (昭和22年8月23日生)	昭和46年4月 住友商事株式会社入社 平成15年4月 同社執行役員メディア事業 本部長兼ケーブルテレビ事 業部長 平成17年4月 同社常務執行役員情報産業 事業部門長 平成17年6月 同社代表取締役常務執行役 員 平成19年4月 同社代表取締役常務執行役 員メディア・ライフスタイ ル事業部門長 平成20年4月 同社代表取締役社長付 平成20年6月 ヤフー株式会社監査役(現 任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 赤塚宏氏及び吉井伸吾氏は、社外監査役候補者であります。
3. 赤塚宏氏及び吉井伸吾氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りであります。
- 赤塚宏氏につきましては、事業会社における幅広い管理統括業務の実績を有していること、また、企業経営に関する知識、経験が十分であり、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと判断しております。
- 吉井伸吾氏につきましては、企業経営に関する知識、経験が十分であり、企業統治についても高い見識を持ち、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと判断しております。
4. 赤塚宏氏及び吉井伸吾氏が、監査役に選任され、社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間に会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、会社法施行以前の平成16年11月30日開催の第5期定時株主総会において、取締役の報酬を年額100,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、監査役の報酬を年額10,000千円以内とすることとし、承認決議されておりました。会社法施行以前におきましては、ストック・オプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいて当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後はストック・オプションとして取締役及び監査役に発行される新株予約権は、取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられることになりました。そこで、当社取締役及び監査役へのインセンティブを高め、企業価値の増大を図ることを狙いとしてストック・オプションを発行することに伴い、当社取締役に対しては、従来の取締役報酬とは別枠で年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲を、当社監査役に対しては、従来の監査役報酬とは別枠で年額5,000千円以内（うち社外監査役部分は年額1,000千円以内）の範囲を、それぞれストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額の設定をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。取締役選任の第3号議案及び監査役選任の第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。

(1) 報酬として割当てる新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,500株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数上限とする。この内訳として、取締役に対して1,200株（うち社外取締役に対して300株）、監査役に対して300株（うち社外監査役に対して100株）をそれぞれ上限とし、報酬として割当てるものとする。

ただし、下記に定める付与株数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,500個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。この内訳として、取締役に対して1,200個（うち社外取締役に対して200個）、監査役に対して300個（うち社外監査役に対して100個）をそれぞれ上限とし、報酬として割当てる新株予約権の個数とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、当社取締役会による新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合理的と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における当社株式が上場もしくは登録されている証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日より、10年を経過するまでの範囲で当社取締役会が定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- ② 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、別途、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議にて定める。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社の株式数
熊 谷 均 (昭和44年4月22日生)	平成5年10月 監査法人加藤事務所入所 平成9年12月 KPMG Peat Marwick LLP(現KPMG LLP)ニューヨーク事務所入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成18年10月 インテグレイトアドバイザリー株式会社(現トラスティーズFAS株式会社)設立 代表取締役パートナー(現任) 平成19年6月 税理士登録 平成20年7月 ビー・ジョイエリ株式会社 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊谷均氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
熊谷均氏を補欠の社外監査役候補者として選任をお願いする理由は公認会計士、税理士としての専門的な知識及び、事業会社における監査役経験を有することなどを、総合的に勘案したためであります。
3. 熊谷均氏が、補欠の社外監査役に選任され、社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間に会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.